

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件(案)

資料6

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201500321 平成27年8月16日(香川県) 平成27年8月18日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を使用後、引き続き使用するために充電していたところ、当該製品が出火した。 ○当該製品の焼損は著しく、リード線及び樹脂製の部品が焼失し負極の電極板のみ残存していた。 ○当該製品を充電していた充電器の焼損は著しく、充電状況等は確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、事故発生以前の詳細な使用状況及び事故発生時の充電状況が不明であるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
2	A201500352 平成25年7月(新潟県) 平成27年8月27日	眼鏡フレーム	(重傷1名) 当該製品を使用していたところ、耳に皮膚障害を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品の先セル部でのパッチテストで陽性反応を示した。 ○当該製品の先セル部から抽出された物質には、製造工程での使用が確認できない物質があった。 ○当該製品の先セル部からの抽出物等を用いたパッチテストは、実施できなかった。 ●当該製品との接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと考えられるが、先セル部から抽出した物質のパッチテストは実施できず、原因物質及びその混入経緯は不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
3	A201500436 平成27年9月26日(高知県) 平成27年10月13日	エアコン	(火災) 宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品が焼失し、モーター等の電気部品の大部分が確認できなかった。 ○当該製品内部の電源端子板と電源コードの接続部に溶断が認められた。 ○電源コードは、2か所で切断され、切断部分が途中接続されていたが、接続部に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、常時冷房運転中であり、事故発生の1年前に販売店によるエアコン洗浄を実施されていた。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:4年8か月
4	A201500689 平成28年1月8日(高知県) 平成28年1月22日	空気清浄機(加湿機能付)	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂が溶融固着し、原形をとどめていなかった。 ○電源基板は残存する部分に出火の痕跡は認められなかったが、一部が欠損し確認できなかった。 ○送風モーター、内部配線等の電気部品が確認できなかった。 ○電源コードは随所で被覆が溶融しており、一か所が断線し、先端に溶融痕が認められた。 ○電源コードの溶融痕は、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
5	A201500724 平成28年1月24日(群馬県) 平成28年2月3日	棚(洗面化粧台用)	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、三面鏡の下方のコンセント周辺から上部にかけて焼損していた。 ○事故発生時、当該製品のコンセントは使用されていなかった。 ○コンセントの取付金具は、コンセントとの接触部が溶融し、全面にさびの付着が認められた。 ○コンセントは、外郭樹脂の一部が焼失し、残存する樹脂は著しく炭化していた。また、コンセント内部の導電板が両極とも溶融していた。 ●当該製品のコンセント内部に水分が浸入したことにより、コンセント内部の導電板と取付金具間でトラッキング現象が発生し、出火に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況及び水分の浸入経路が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
6	A201500746 平成28年1月25日(埼玉県) 平成28年2月9日	電気湯沸器	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品が現場にあった。	<ul style="list-style-type: none"> ○外装樹脂は底部に一部残存が認められたが、それ以外は全て焼失していた。 ○マグネットプラグの接点やプラグ受けピンにスパーク痕が認められた。 ○プラグ受け(樹脂)や電源ポンプは焼失していたが、遮熱板(金属)のこれら部品が取り付けられていた箇所には、変色や溶融が認められなかった。 ○電源コードに溶融痕が認められた。また、電源プラグは焼失し確認できなかった。 ○他の部品に出火した痕跡は認められなかった。 ○同等品を用いた再現試験により、通電状態で外火を受けた際、マグネットプラグの接点とプラグ受けピンは、当該製品と同様のスパーク痕が確認された。 ●当該製品のマグネットプラグ接続部でスパークが発生し、付近の可燃物に着火した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況は不明であり、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
7	A201500748 平成28年1月27日(宮城県) 平成28年2月9日	凍結防止用ヒーター(水道用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品はガス給湯器の給水管と給湯管に使用されていたが、詳細な施工状況は確認できなかった。 ○当該製品は、電源コードとヒーターの接続部付近が焼損し、電源コード及びヒーターリード線が断線していた。また、断線部にはそれぞれ溶融痕が確認された。 ○電源コードとヒーターリード線のカシメ接続部に異常発熱の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源コードの断線部から出火したものと推定されるが、施工状況が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
8	A201500836 平成27年12月6日(神奈川県) 平成28年3月10日	窓	(重傷1名) 当該製品を左手で開けたところ、サッシに置いていた右手指を挟み、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品への改修工事が完了した4日後、使用者が当該製品の固定障子の縦棧を右手でつかんだ状態で左側の可動障子を開いたところ、固定障子と可動障子の縦棧の間に右手指を挟み、負傷した。 ○当該製品の可動障子の開閉動作に、引っ掛かり、滑りすぎる等の異常は認められなかった。 ○事故発生時、使用者がどの程度の力や速さで可動障子を開けたか等の詳細な使用状況は不明であった。 ○当該製品は、可動障子を全開にすると、可動障子の引き手部分を残し、可動障子と固定障子の縦棧同士が重なり合う構造であったが、指挟み防止ストッパーは付いていなかった。 ○改修工事前に事業者から施主(管理組合)に対して、オプション品である指挟みストッパーの紹介又は導入提案は行われていなかった。 ○当該製品の可動障子の窓ガラスから縦棧表面までの深さは9mmであった。 ○当該製品の取扱説明書には、「開閉操作は引き手部に手を掛けてゆっくり行う。急激な操作は思わぬ事故やケガにつながる。」旨、警告表記されていたが、窓の開閉部分における身体部位の挟み込みに関する明示的な警告表記がなく、指挟みストッパーの必要性に関する詳細な説明も記載されていなかった。 ●当該製品は、本体及び取扱説明書に開閉部分における身体部位の挟み込みに関する明示的な警告表記がなかったこと、また、指挟みストッパーの必要性に関する詳細な記載がなかったことから、可動障子と固定障子の縦棧の間に指を挟み込んだ可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
9	A201500851 平成28年2月24日(東京都) 平成28年3月14日	延長コード	(火災) 当該製品に複数の電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は7口の延長コードであり、事故発生当時、当該製品にセラミックファンヒーター(1395W)及び照明器具(21W)を接続して使用していた。 ○タップ部の外郭樹脂は、セラミックファンヒーターが接続されていた差込口を中心に焼損し、一部が焼失していた。 ○タップ内部の導電板の一部が欠損し、欠損部に溶融痕が認められた。また、異極側の導電板にも溶融痕が認められた。 ○セラミックファンヒーターが接続されていた刃受金具の間隔が広がっていた。 ○セラミックファンヒーター及び照明器具の確認ができなかった。 ●当該製品の刃受金具とセラミックファンヒーターの栓刃間との接続部において、接触不良による異常発熱が生じ、外郭樹脂が変形するとともに導電板が異極間で短絡し、外郭樹脂を焼損したものと考えられるが、接触不良に至った原因が不明であり、導電板の一部が欠損しているため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
10	A201500856 平成27年10月(大分県) 平成28年3月16日	ゴーグル(水泳用)	(重傷1名) 当該製品を使用していたところ、まぶたに皮膚障害を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は水泳で使用されており、成形クッション部分が目に接触するまぶたに皮膚障害が発生していた。 ○使用者には食物アレルギーがある。 ○当該製品の成形クッション部分からの抽出物質によるパッチテストを実施した結果、陰性であった。 ○これまで、同型式の同種事故は報告されていない。 ●当該製品の成形クッション部分との接触によりアレルギー性接触皮膚炎を発症したものと考えられるが、成形クッション部分からの抽出物質によるパッチテストの結果は陰性であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定はできなかった。 	
11	A201500857 平成28年3月4日(千葉県) 平成28年3月17日	加湿器(スチーム式)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、1週間程前に水漏れがあり、家人が水漏れのあった蒸気発生部付近にコーキング材を塗布して修理をしていた。 ○当該製品は、制御基板付近の焼損が著しかった。 ○焼損した制御基板は、ヒーター用リレー端子のはんだ接続部周辺が著しく焼損しており、リレー端子は溶融、焼失し、基板の銅箔パターンの一部が焼失していた。 ○蒸気発生部は、側面の亀裂とコーキング材塗布、また製品内部側の部品にカルキの付着や腐食が認められたが、異常発熱した痕跡は認められなかった。 ○ヒーター用リレー内部及び他の電気部品に出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、制御基板のリレー端子のはんだ接続部付近で異常発熱し、出火に至ったものと考えられるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
12	A201600034 平成28年4月14日(埼玉県) 平成28年4月19日	折りたたみテーブル	(重傷1名) 学校で当該製品を折り畳んだ状態で移動中、当該製品が転倒し、天板が右足の親指に当たり、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が学校で、当該製品の天板を折り畳んだ状態で別の教室に運ぼうとしていたところ、当該製品の足下のキャスターが教室入り口の引戸レールの段差に引っ掛かったことにより使用者がバランスを崩し、天板に体重が掛かった状態で天板が畳まれた側に転倒した。 ○転倒の際に天板のロックが外れ、天板が床と垂直になった状態で転倒し、天板の縁が使用者の右足に衝突したため、右足の親指を骨折した。 ○当該製品は、折り畳んだ天板が動かないようにロックするためのパーツであるラッチプレートが変形していたことで、ロック機構に動作不良が起きていたが、使用者はこれを認識しながらも使用を続けていた。 ○平たんな床で、天板を折り畳んだ状態の同等品を転倒させたところ、転倒の衝撃でラッチプレートに破損、変形が生じたが、ロック機構の動作不良は起きなかった。 ○転倒の際、天板の上端が段差や壁等の障害物に衝突した可能性を考慮し、天板の上端部に木材を貼り付けて転倒させたところ、ラッチプレートの破損、変形が大きくなり、当該製品と同様のロック機構の動作不良が発生した。 ○回収した同型式品11台中2台に当該製品と同様のロック機構の動作不良が、残り9台にラッチプレートの変形が認められた。 ●当該製品は、事故以前の転倒で天板のロック機構に動作不良が発生しており、使用者が当該製品を運ぶ際に、バランスを崩して天板に体重が掛かり、天板のロックが外れ、事故に至ったものと推定されるが、ロック機構内のラッチプレートの変形に至った詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
13	A201600047 平成28年4月16日(埼玉県) 平成28年4月28日	電気こんろ	(火災) 当該製品の上に置いていた可燃物及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、天板上に鍋、コップ及び包丁を置いた状態で、包丁の柄が焼失するなど天板上の可燃物が焼損していた。 ○消防が到着した際、ラジエントヒーターが通電されていたことを示す高温注意表示ランプが点滅していた。 ○当該製品の天板に焼損は認められず、電源コードなど製品外側の電気部品に出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品の動作及び製品内部の電気部品が確認できなかった。 ○当該製品のヒーターは、電源スイッチを入れた後、更にヒータースイッチを入れなければヒーターは加熱されない構造であった。 ●当該製品は、天板上に可燃物を置いた状態で、ラジエントヒーターが通電されていたことにより、可燃物が過熱されて、焼損したものと推定されるが、製品の詳細な調査が行えず、詳細な使用状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
14	A201600059 平成28年4月20日(北海道) 平成28年5月9日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のバックカバーが焼損し、バッテリーパックが露出していたが、電話機本体の動作に異常は認められなかった。 ○バッテリーパックは膨張し、外郭の底部に穴が空いていたが、ガス排出弁は開口していなかった。 ○バッテリーパックの外郭に外部から応力が加わった痕跡が認められた。 ○バッテリーパック内部の電極体は、バッテリーパックの外郭の穴空き箇所該当する位置に周期的な欠損が認められた。 ●当該製品のバッテリーパックに外力が加わり、内部短絡を生じて焼損した可能性が考えられるが、電極体の焼損が著しく、使用状況が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
15	A201600063 平成28年4月26日(埼玉県) 平成28年5月12日	IH調理器	(火災) 当該製品の上に置いていた可燃物等を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品に電源を供給したところ、スイッチを操作せずにラジエントヒーター基板の電源リレー及び出力調節リレーが動作してON状態となり、ラジエントヒーターが加熱した。 ○ラジエントヒーターの電源リレー及び出力調節リレーを制御するトランジスターの端子間で導通が認められた。 ○トランジスターの端子付近の表面から硫黄、塩素成分を含む銅の腐食生成物が検出された。 ○その他の電気部品に異常は認められなかった。 ○使用者が入居する以前の使用状況は確認できなかった。 ●当該製品は、ラジエントヒーターの電源リレー及び出力調節リレーを制御するトランジスターの端子間表面に腐食性異物が付着し、腐食生成物が成長したため、導回路を形成したことにより、リレーが動作状態となり、ラジエントヒーターが加熱して、天板上の可燃物が焼損に至ったものと推定されるが、腐食性異物が付着した原因が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
16	A201600071 平成28年4月7日(東京都) 平成28年5月18日	ウォーターサーバー	(重傷1名) 当該製品からの水漏れを点検したところ、お湯が出て火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品後部からの水漏れを確認するために際、使用者が本体を傾けたところ、本体背面の床からの高さ425mmの位置に取り付けられているドレンバルブより温水が排出し、その温水で左手上腕部に火傷を負った。水漏れ確認時はドレンキャップ(排水キャップ)には触れていないとの申し出内容であった。 ○当該製品は、本体を傾けなくても排水キャップが外れると温水が勢いよく排出される構造であった。 ○当該製品は、宅配便で契約者宅へ配送され、契約者が梱包から取り出して自分で設置するレンタル品であり、事業者により梱包前に冷温水コック及び排水キャップに緩みがないか点検されていたが、点検記録は残していなかった。 ○事故直前までに使用者及び家人が排水キャップに触れたかどうかは不明であるが、当該製品はコの字形のスペースに設置されており、背面にある排水キャップを容易に触れる状況ではなかった。 ○排水キャップが確実に締まっている状態で本体を前後左右に傾けて水漏れの有無を確認したが、背面のドレンバルブ及びその他の部位からの水漏れは認められなかった。 ○ドレンバルブの雄ねじ及び排水キャップの雌ねじを確認した結果、雄ねじには多少の傷が認められたが、排水キャップを確実に取り付けることが可能であった。 ○ドレンバルブから排水キャップを取り外して温水を出すには、当該製品及び同等品ともに約3回転回す必要があり、排水キャップ中央にはシリコン製で円錐状のパッキンが付いていることから、排水キャップが外れる直前まで漏れは生じなかった。 ●当該製品は、排水キャップが緩んで外れかかっていたため、使用者が当該製品を傾けて水漏れの有無を確認した際、ドレンバルブから排水キャップが外れて温水が出たことから、事故に至ったものと考えられるが、排水キャップの緩みが当該製品の配送前から生じていたものか、設置後に生じたものか不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
17	A201600086 平成28年4月30日(千葉県) 平成28年5月24日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	(火災、死亡1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品は700W首振りなしで使用されていた。 ○当該製品は製品上部の焼損が著しく、確認されたのはベース、ヒーター、ガード等の一部のみであり、基板、サーモスタット等は確認できなかった。 ○当該製品のベースから基板につながる内部配線の断線部に溶融痕等出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○ヒーターの中央にガラス管の割れが認められたが、配線の端部に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、基板、サーモスタット等、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
18	A201600124 平成28年5月31日(宮城県) 平成28年6月14日	ボール(サッカー用)	(重傷1名) 小学生が当該製品を使用中、当該製品が破裂し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者2名が当該製品に空気を補充後、キャッチボールをしていた。 ○女児が当該製品を受ける際に破裂し、負傷した。 ○当該製品の外部及び内ゴムに鋭利な刃物等で傷つけられた痕跡は認められなかった。 ○内ゴムの厚さは平均1.26mmであり、著しい厚みむらは認められなかった。 ○破断面の大部分は溶着部に沿って破断しており、溶着部の破面に溶け込み不足が認められた。 ○当該製品の内ゴムを用いて引張強度を測定したところ、80.9N(新品:89.0N)であり、著しい劣化は認められなかった。 ○同等品を用いて破裂試験を行ったところ、内ゴムの破断は溶着部と異なる部位で生じていた。また、内ゴムの溶着部に溶け込み不足は認められなかった。 ●当該製品に空気を補充した際、内ゴムの溶着部に応力が加わり、使用時の衝撃により破裂したものと推定されるが、破裂の原因が溶着部の溶け込み不足によるものか、空気の入れすぎによるものか不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
19	A201600143 平成28年6月12日(奈良県) 平成28年6月23日	エアコン	(火災) 寮で当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の電源プラグ本体は、コンセントとの接触面が著しく焼損しており、栓刃間の絶縁樹脂が焼失していた。 ○電源プラグの背面側及びコードプロテクター部に焼損は認められなかった。 ○電源コードは電源プラグ内部で断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○当該製品の本体は、電源コードの交換後、正常に動作することが確認された。 ○当該製品が接続されていたコンセント及び電源プラグの栓刃は確認できなかった。 ●当該製品の電源プラグ内部でトラッキング現象が生じて異極間短絡したため、出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:3年
20	A201600163 平成28年6月11日(秋田県) 平成28年7月4日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	(火災、軽傷1名) 当該製品を充電中、建物を全焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は当該製品を含め、同型のバッテリー2個をラジコンヘリコプターで使用後、安定化電源及び充電器を用いて充電していた。 ○充電開始から1時間後、充電中のバッテリーから炎が吹き出しているのを家族が発見した。 ○当該製品は著しく焼損しており、大部分は確認できなかった。また、当該製品と同時に充電されていたバッテリーは、リチウムポリマー電池セルが膨張しているものの、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の接続状況及び充電方法は確認できなかった。 ○安定化電源及び充電器は、外郭が著しく焼損しており、型式、事業者名等は確認できなかった。 ●当該製品のリチウムポリマー電池セルから出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況及び事故発生時の充電状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
21	A201600173 平成28年4月11日(群馬県) 平成28年7月7日	液晶テレビ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、背面カバー、スタンド等の樹脂部分が焼失しており、液晶パネルの外枠、背面のフレーム等の金属部品が残存していた。 ○溶融固着した樹脂に内部配線の一部が確認されたが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源基板、インバーター基板等は確認できなかった。 ○当該製品の電源コードは確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
22	A201600179 平成28年1月24日(秋田県) 平成28年7月8日	電気融雪装置(電熱シート)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は2枚の発熱体で構成されており、電源コードを発熱体両端の電極端子に接続したものであり、電源コードと発熱体の接続部付近が焼損し、発熱体の一部が焼失していた。 ○当該製品の電源コードは、発熱体との接続部から約20cmの位置で断線していたが、断線部に溶融痕は認められなかった。また、断線部から電源入力側の電源コードが確認できなかった。 ○残存する内部配線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
23	A201600202 平成28年5月30日(東京都) 平成28年7月19日	電気こたつ用コード	(火災、軽傷5名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、5名が軽傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、電源プラグから中間スイッチのコード間で断線し、断線部に溶融痕が複数箇所認められた。 ○中間スイッチ外郭の焼損は著しかったが、接点部に異常発熱した痕跡は認められなかった。 ○中間スイッチから器具用プラグのコード間に出火した痕跡は認められなかった。 ○こたつユニットに出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源コードの断線部に溶融痕が認められたことから、当該部位から出火したものと推定されるが、当該製品の詳細な使用状況が不明であるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
24	A201600204 平成28年6月11日(大阪府) 平成28年7月19日	エアコン	(火災) 当該製品を使用中、建物1棟を全焼する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、外郭を含め樹脂製の部品は全て焼失していた。また、熱交換器、金属製基板ケース、室内機取付板、電源コード、モーターリード線が残存していた。 ○モーターリード線の断線部に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。 ○基板、ファンモーター等の主要な電気部品は確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:4年

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
25	A201600205 平成28年7月11日(島根県) 平成28年7月19日	エアコン	(火災) 事務所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は正面右下の外郭樹脂が焼損していた。 ○電装部はファンモーターを中心に焼損しており、ファンモーターのコネクター部が著しく焼損していた。 ○当該コネクター部のコネクターピン1本の先端付近がコネクター端子との接続部で溶着しており、溶着部から基板接続部まで焼失していた。 ○ファンモーター内部の基板は、焼失したコネクターピンの接続部から、近接した異極の銅箔パターンにかけて炭化していた。 ○ファンモーター以外の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品はファンモーターのコネクター部において、接触不良が生じてモーター内部の基板が異常発熱し、基板上でトラッキング現象が生じて出火したものと考えられるが、コネクターピンの基板接続部が焼失しているため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:9年
26	A201600213 平成28年6月30日(栃木県) 平成28年7月21日	充電器(スマートフォン用)	(火災) 当該製品に延長コードを接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品はケーブル一体型の充電器であり、コネクター部が焼損していた。 ○事故発生当時、コネクターに携帯電話機(スマートフォン)は接続されていなかった。 ○コネクター部の樹脂製カバーが溶融し、内側が炭化していた。また、ケーブルとコネクターとの接続部の銅箔パターンがはく離していた。 ○コネクターの先端に異物の付着は認められなかった。 ○充電器本体の出力に異常は認められなかった。 ●当該製品のコネクター部が異常発熱し焼損したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明であり、コネクター部の詳細な確認ができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
27	A201600226 平成28年7月17日(鹿児島県) 平成28年7月29日	除湿機	(火災) 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、全体的に著しく焼損していた。 ○電気部品は、電源基板の半分程度、制御基板等が残存しており、電源基板の半分程度、電磁弁コイル用リレー等は確認できなかった。 ○残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
28	A201600234 平成28年7月8日(岡山県) 平成28年8月4日	配線器具(コードリール)	(火災) 工場で当該製品に複数の電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、工場の組み立てラインで使用されており、電源コードを全て引き出した状態で工具用の充電器9台及び扇風機2台(最大使用電流:36.3A)を接続していた。 ○当該製品の定格電流は、電源コードを全て引き出した状態で12Aであり、事故発生当時、充電器2台及び扇風機2台(最大使用電流:11.95A)が使用されていた。 ○当該製品は、樹脂製の外郭の一部が焼失し、外郭内側に多量のススが付着していた。 ○ドラム内部の摺動接点部が著しく焼損しており、摺動接点の一部が焼失していた。 ○電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、ドラム内部の摺動接点部から出火したものと推定されるが、摺動接点部の焼損が著しいため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
29	A201600239 平成28年7月31日(大阪府) 平成28年8月5日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製の部品が焼失していた。 ○モーターリード線がモーターから4cmの位置で断線しており、断線部に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。 ○ファンモーター、制御基板、圧縮機等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、モーターリード線に溶融痕が確認されたが、一次痕か二次痕かの特定ができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:5年10か月
30	A201600249 平成28年7月29日(長崎県) 平成28年8月10日	エアコン	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外郭は全て焼失しており、制御基板、高電圧発生ユニット等の電気部品は確認できなかった。 ○電源コードは丸く束ねられた状態で現場に残っており、電源プラグ及び電源コードの一部が確認できず、電源コードの取付け状況は特定できなかった。 ○電源コードの複数の断線部に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定ができず、また、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:10年

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
31	A201600279 平成28年8月8日(兵庫県) 平成28年8月26日	延長コード	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は学習機の側面に両面テープで固定し使用されていた。 ○当該製品のランプ付き個別スイッチのつまみが外れたため、使用者がつまみを挿入したところ、スイッチ部から火花が発生し、周辺を焼損した。 ○当該製品は3口の個別スイッチ付き延長コードであり、タップ部から外れた個別スイッチのつまみは、可動部の支点が破損し、抵抗のリード線にスパーク痕が認められた。 ○個別スイッチ内部の可動接点板及び固定接点板にスパーク痕が認められた。 ○個別スイッチ内部の中央ばねは確認できなかった。 ○当該製品のタップ部及び破損した個別スイッチの操作部に傷等は認められなかった。 ●当該製品の個別スイッチの支点が破損し、使用者が脱落したつまみをタップ部に挿入した際、スイッチ内部で異極間短絡が生じたため、スパークが発生し飛散した金属が周辺を焼損したものと推定されるが、個別スイッチの支点が破損した原因が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
32	A201600286 平成28年8月18日(福岡県) 平成28年8月30日	エアコン(窓用)	(火災、軽傷1名) コンテナ倉庫で当該製品を使用 中、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生し、1名が軽 傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は一般家庭用の冷房専用機であるが、業務用として9年間、24時間連続運転されていた。 ○当該製品の焼損は著しく、ファンモーター、コンデンサー等の電気部品が確認できなかった。 ○残存する電気部品に、出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:9年
33	A201600318 平成28年8月12日(三重県) 平成28年9月15日	電子式冷温蔵庫(ワイン用)	(火災) 飲食店で当該製品を使用中、 当該製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、2個のペルチェ素子を使用する電子式冷蔵庫で、1個のペルチェ素子は吸熱面と放熱面のセラミック基材が分離して基材にクラックが生じており、内部の熱電半導体や電極がはがれ、一部は確認できなかった。 ○なお、もう1個のペルチェ素子に異常は認められなかった。 ○電源基板の焼損は著しいが、電流ヒューズは溶断しておらず、出火した痕跡は認められなかった。 ○ファンモーター、温度設定基板、内部配線、電源コード等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
34	A201600327 平成28年6月4日(群馬県) 平成28年9月16日	液晶テレビ	(火災、死亡1名、重傷1名) 建物を全焼する火災が発生し、 1名が死亡し、1名が重傷を負っ た。現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、コントロール基板の基材と外郭の金属部品のみ残存していた。 ○電源基板、内部配線、電源コード等、その他の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
35	A201600328 平成28年8月24日(長崎県) 平成28年9月16日	オーブントースター	(火災) 当該製品を延長コードに接続し て使用していたところ、建物を 全焼する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、樹脂部分は全て焼失し、庫内にも食材の残渣物及び漏炎の痕跡は確認できなかった。 ○制御室内のサーモスタット、ダイオード、コンデンサー及び出力スイッチの焼損は著しく、タイマースイッチは接点等の電気部品の一部が確認できなかった。 ○延長コードに異常は認められなかった。 ○内部配線、電源コード等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
36	A201600332 平成28年7月15日(滋賀県) 平成28年9月21日	電気ケトル	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生前に当該製品を使用したところ、当該製品の本体と電源プレートとの隙間から発煙したため、使用者は本体の電源スイッチを「切」にし、その場を離れた。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂は焼失していた。また、確認できた部品は、ヒータープレート部と事故現場から回収された断線したリード線のみであり、電源プレート、電源コード等は確認できなかった。 ○ヒータープレートには、ヒーター線の断線、ヒーター部のアルミダイカストの変形、溶融等の異常は認められなかった。 ○空だき防止装置の接点に溶融、変形等の異常は認められなかった。 ○ヒータープレート中央部の給電端子部に溶融等の異常は認められなかった。 ○断線したリード線の先端及び途中の芯線表面に溶融痕が認められたが、当該製品の部品か否かは特定できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
37	A201600357 平成28年9月3日(愛知県) 平成28年10月5日	電気ポンプ(バスポンプ)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○洗濯かごから炎が出ているのが発見され、洗濯かご中に入っていた当該製品のポンプ部及び洗濯物が焼損した。 ○当該製品は、電源(DC12V)を制御する電源部と風呂水をくみ出すポンプ部とをつなぐ接続配線が、ポンプ側の出口付近で焼損していた。 ○接続配線は被覆が焼損し、焼損部のキンク部分で芯線の一部が断線していたが、芯線に溶融痕は認められなかった。 ○ポンプ部のDCモーターは、さびが発生して回転子が固着していたが、モーター自体から出火した痕跡は認められなかった。 ○電源部及び電源コードに出火の痕跡は認められず、電源部は正常に作動した。 ●当該製品は、電源部とポンプ部とをつなぐ接続配線の断線部で異常発熱が生じた可能性が考えられるが、異常発熱に至ったメカニズムが特定できず、使用状況の詳細も不明であるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
38	A201600364 平成28年8月16日(東京都) 平成28年10月11日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、模型(ドローン)をフライト中に墜落させたことがあったが、バッテリーを2個所有しており、墜落時に模型に接続していたバッテリーが当該製品であるかは不明であった。 ○当該製品の焼損は著しく、内部のリチウムポリマー電池セル4セルの電極板は、ほとんどが焼損して炭化していた。 ○制御基板に出火の痕跡は認められなかったが、接続基板は確認できなかった。 ○当該製品を充電していた充電器に異常は認められなかった。 ●当該製品は、リチウムポリマー電池セルの内部短絡により出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
39	A201600366 平成28年9月16日(兵庫県) 平成28年10月11日	コンセント	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生当時、当該製品に炊飯器を接続していた。 ○当該製品の接地側が著しく焼損し、前面のカバー及び背面の本体樹脂に穴が空いていた。 ○接地側の刃受金具及び錠ばねは確認できなかった。 ○電圧側の刃受金具に開きは認められず、出火の痕跡は認められなかった。 ○屋内配線は当該製品の接続部付近で異極間短絡して両極が断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○当該製品に接続されていた炊飯器の電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、接地側の屋内配線の接続部において、接触不良により異常発熱し、出火したものと推定されるが、接地側の刃受金具等が確認できなかったため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
40	A201600369 平成28年9月29日(静岡県) 平成28年10月12日	リチウム電池内蔵充電器	(火災) 当該製品を充電中、建物の2階を全焼する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、アルミ製外郭ケースは片面のみ残っていた。 ○当該製品内部には、リチウムポリマー電池セルが3セル入りしており、著しく焼損していた。 ○当該製品の制御基板は確認できなかった。 ●当該製品は、内部のリチウムポリマー電池セルの焼損が著しく、制御基板も確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
41	A201600437 平成28年10月1日(神奈川県) 平成28年11月10日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 宿泊施設で当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、裏蓋を外した状態の本体裏面及びリチウムイオン電池セル側の外周側面に焼損が認められた。 ○本体裏面の電池カバーの金属製爪が変形しており、電池セルは変形箇所付近から電池セル中央に向かった部分が著しく焼損していた。 ○裏蓋に焼損は認められず、また本体裏面を留めるねじは、8本中7本が確認できなかった。 ○その他の電気部品に出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが内部短絡したため、異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、また事故発生以前の詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	